

(イ) 買取ノ器具等來トシテ日用品購買部ヲ設置スルコト

(ロ) 購買部等來ニ從事スヘキ委員職ニ役員ハ社員組合員ヨリモ任
命スルコト

(ハ) 購買部ニ於ケル物品ノ販賣方法ハ全部原價ヲ以テシ折賣制度ト
ナスコト

三、 (ニ) 購買部ニ要スル一切ノ經費ハ買取ノ負擔トスルコト
従業員ニシテ臨時車給ニ在ル者ニシテハ左記ノ取扱ヒヲ爲ス事

(イ) 現役ニ採用セラレタル者ハ入會者クハ入會後二週間ハ缺勤者ト
シテ認ムルコト

(ロ) 入會入會決定シテ退職シタル者ニ對シテハ其退職年數ニ應ジ一
ケ月ニ對シ二日ノ割合ヲ以テ日給ヲ領受シタル並額ヲ又給スル
コト

(ハ) 同例細呼ニ召集セラレタル者ハ召集當日ノ給料全額ヲ又給スル
コト

(四) 勤勞換替ノ爲召集セラレタル者ニ對シテハ其召集中ノ日數ニ對
スル給料全額ヲ又給スルコト

四、 毎年二回春秋ヲ期シテ會社ノ經費ニヨリ従業員全部ノ慰安費ヲ舉
行スルコト

五、 女工用器買取ニ於ケル石炭費與金ノ配給方法ヲ同例従業員全額ニ
公表スルコト

六、 勸業員與ノ配給ヲ従業員全額ニ及ホスコト

七、 大正十年三月ノ給與ニ係ハル増資功勞並分配ニ關スル條上總覽ノ
決議及其配給方法ノ内容ヲ従業員全額ニ公表スルコト

八、 助手ノ名簿ヲ授手ト改メ職工ノ名簿ヲ工手ト改メ授手ノ待遇ヲ月
給雇員ト同一ニ取扱フコト

九、 助手職工規則第四章給與ノ條項中左記ノ通り改正スルコト
第二十七條 弔祭料及死亡手當並ハ左ノ標準ニヨリ之ヲ又給ス
弔 祭 料 並五拾圓以上